

近 税 な に わ

発行所 近畿税理士会浪速支部
 発行人 支部長 春 田 佳 男
 編集人 副支部長 梶 田 惇

〒556 大阪市浪速区元町1-13-7
 TEL (06) 649-5255



「政経平静・一意専神」 烏野 利勝 先生提供

目 次

新春雑感	春田 佳男(2)
新年を迎えて	辻井 一郎(2)
今年は「年男」当り年	廣岡 政明(3)
随 筆	
傘寿の峠を越えて	井澤 清仁(4)
マスコミの報道について思う事	
	木之下廣利(4)
指導者の指導者?	下間 茂(5)
啄木鳥の音駆けのぼり谷の空	
	大野 裕康(6)

御堂筋パレードに参加して	渋谷 忠芳(7)
人生と亀	梶田 久夫(8)
川柳五句	菱木 淳一(7)
税務署だより	(8)
平成5年分確定申告に当たって	(9)
委員会だより	(10)
本部活動報告	(13)
支部行事予定	(13)
新入会員ご紹介	竹田平八郎・手島 設夫(14)
編集後記	(14)

新 春 所 感



浪速支部長
春 田 佳 男

謹賀新年。ご家族と共に健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

就任はや半年、至らなさにたじろぐばかり。とりわけ価値観の多様化は、対象の性格・理解力・生活環境・健康状態等のデータが殆ど窺い知れぬままに効果を計る手段の余裕なく、即断を迫られる事に大きな畏れを感じております。

戦後最長になろうとする平成不況は、産業の構造変化に連なると言われますが、現在の電機・自動車のあとに来る主流産業の形が見えてまいりません。しかし、ゴージャスな時代のGNP何パーセントを誇る風潮はすでに去り、文化の高揚・生活の充実・富の蓄積に関係する産業が続くことになるでしょう。戦後の繊維から地域的に一巡して、関西から再びそれが始まると言われています。そこで、本年秋開港となる関西新空港がその主導力を発揮することになりましょう。東京一極集中の具となった新幹線の轍を踏むこともありますまい。

いずれにしても、景気浮揚の切札とされる大型所得税減税の財源としての消費税に見られる直間比率改定論議が広がるなど、国民の税意識がますます高まるなか、新しい主流をなす産業に関わる税理念の構築ももとより、私ども税理士が税の専門家として、社会的使命に応えるべく研鑽につとめ、職域基盤の確立が図られるよう念願しております。 さしづめ、

国家 {税務署} は帆であり、

先生 {税理士} は風であり、

国民 {納税者} は船であり、

時代 {変革の} は海である。

というところでありましょうか。

皆様のご健勝とご隆昌を祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

新年を迎えて



浪速税務署長
辻 井 一 郎

新年あけましておめでとうございます。

近畿税理士会浪速支部の会員先生方には、平素より税務行政の適正かつ円滑な運営に深いご理解と格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ところで、皆様も既にご承知のようにわが国の経済情勢は、設備投資及び消費の低迷で非常に厳しい状況が続いているところであります。そのため、消費マインドを取り戻すため公定歩合を史上最低の率とし、更に、大幅な所得税減税を中心とした税体系と年金支出などの総合的な観点に立って、所得税・消費税率等の見直し論議が活発に行われているところであります。

当然、国民の税に対する関心は、従来にも増して高まりを見せており、適正公平な課税の実現が強く要請されているところであります。

税務に携わる私共としましては、現実を直視しながら適正公平な課税の実現に向けて申告納税制度の一層の定着と信頼される税務行政の確立のため、①躍動、②協調、③健全を旗印に職員一同職務に精励しているところであります。

先生方におかれましても、税理士業務を通じて正しい税知識の普及と納税道義の高揚のためご尽力を賜りたいと思います。

税務に携わるものとしたしまして先生方のお力添えほど心強いものではありません。今後とも税務行政の適切な運営にご協力を賜りたいと思います。

最後になりましたが、この新しい年が、皆様方にとりまして健康で幸せな年となりますようお祈りして、新年のごあいさつとさせていただきます。

今年は「年男」当り年



還暦を迎えて

廣 岡 政 明

昭和9年1月2日生

1月2日で満60歳となり還暦を迎えることになった。人生の一つの節目であり感慨無量である。昭和39年に結婚し、全く新しい職業として税理士を志し今年で丁度30年、正に節目の年に当ることになる。当時を振り返ると、一日も早く税理士試験に合格し、人並の家庭を築くと云う人生の目標に向って一路邁進していた姿が目に見えて来る。ただ前進あるのみで後を振り返ることは勿論、左右を見る余裕すら無かった様な気がする。現在3人の子供も社会人となり、一応、親としての責任も果し、事務所も独立開業してから18年になり、当初の目標に到達したと自負している。今後は、もう少しゆとりを持って人生を送る様に心掛けたいと思っている。然し何事をするにも先づ健康が第一であり、高校時代は「バスケット部」大学時代は「ボー

ト部」に在籍し、卒業後は家業であった石炭業で仲仕と一緒に荷役をしていたので、体力は勿論、健康には人一倍自信を持っていた。ところが先日、思わぬ出来事で、この30年間の空白と年令の重みをいやと云う程、味あわされることになった。それは税務署との登山部と支部有志との登山に参加した時のことで、登りでは約1/3の所でダウンしてロープウェイの力を借り、下りでは急なスロープに足元を取られて転倒し、税務署の若い方々の力を借り、と云う体たらくで、つくづく日頃の運動不足を思い知らされたのである。過去の実績を過信して、日頃の鍛練を怠った結果と深く反省をしている。この教訓を無駄にしない様に、早速10年前に入会したままであまり利用していなかったスポーツクラブで汗を流している今日この頃である。

日々の努力の積み重ねが如何に大切なことかは、なにも体力健康という肉体的なことだけでなく、生業である税理士業にも云えることで、昨今の様な目まぐるしい変化に対応していくためにも必要なことであると改めて感じた次第である。

本年もよろしく

安 井 進 一 先生
(昭和21年2月19日生)

大 山 伸 之 先生
(昭和21年6月15日生)

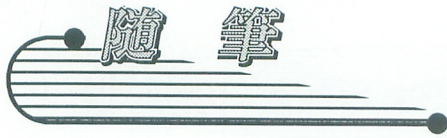
謹 賀 新 年

支部役員一同

副支部長 稲 垣 良 三
同 菱 木 淳 一
同 篠 田 格
同 梶 田 惇
幹 事 大 野 裕 康

幹 事 岩 橋 一 好
同 若 林 文 雄
同 栄 村 健 造
同 烏 野 利 勝
同 伊 藤 誠 康

幹 事 辻 本 友 明
同 山 崎 通 也
監 事 高 橋 一 夫
同 早 崎 哲 雄
本部理事 藤 原 達 郎



傘寿の峠を越えて

井 澤 清 仁

この拙文は新年号に載せて下さるとのことなので、身を平成6年に置いたつもりで書くことにする。本年2月4日に私は満80歳の峠の頂上に立つことになる。傘寿とは数え年80のことらしいが、いずれにしろ傘寿には達しているわけで、まずは神佛に深い感謝を捧げたいと思っています。

とは言え一方で、「門松は死出の旅路の一里塚」との先哲の言葉を身近にひしひし感じさせられることが、身に相次いだ。

それは60年来の親友二人の死を、この1年半の間に次ぎ次ぎに見送ることになった故であり、又数年来同世代の何かと交際のあった人達が数多く世を去られたことをも思い合わせて、急に我が身の上のこととして強く実感させられた為であって、極めて個人的な事であるけれども、敢えて感想を述べて見る。

昭和6年、20数人の同期と共に私は大阪税関に採用されたのであるが、大方は亡くなったり消息不明となり、最近では近辺在住では上記の親友M君とH君の二人及び関東在住のN君のみが生き残るだけとなった。

特にこの三人と私とは、税関の新米監吏として波止場での監視勤務で苦労を共にし、遊びごとではビリヤードや港周辺の安直カフェに入り浸ったり、健康的な面ではテニスやハイキングで汗を流し映画やクラシック音楽を楽しむ等、常に形影相添う風な青春時代を過ごした仲であった。戦中・戦後にはそれぞれの人生航路は相隔たったが、折にふれては盃を交し語り合う機会を絶やすことなく交友を保ち続け、格別の言葉を要せず心が通い合う間柄の親友で、掛け替えない人達だった。

そのM君が4年の夏忽然と私達の前から消え去ったのである。彼が病氣だとも入院闘病して

いるとも知らされないまま、突然訃報が届いて茫然自失させられる有様であった。

H君は5年仲秋の時期に亡くなった。彼の場合も奥様さえ思いもよらぬ病気の成り行きだったそうで、入院中だが突然急変したとの報せで駆け付けた時は早や物言わぬ死顔との対面という次第であった。

他の人達の場合と趣きが違い60年来心を許して来た親友二人の死は大きなショックであった。関東のN君もH君の死後便りをくれて、二人の死を悔む回想を綴ると共に、早急に私と会いたいものだと切実に時を惜しむ様な事を書いて、彼の落胆ぶりが私を更に感傷的にさせるのであった。

深いショックから時が経過し新しい年を迎え、私は開き直りの心境になりつつある。生きるだけは生きる外ないのだから、自分の年配を直視しつつも、前向きの姿勢を失わずに歩もう、例えばゴルフも下手になるばかりで浪一会出席も消極的な気持ちになりかけていたが、実は別のグループで89歳の方が毎月のコンペに殆ど欠席せず、にこにこゴルフを楽しみ、時には優勝もするという立派な見本があるので、これを見習えばよいのだと思い返すこととした。然しプレーが遅く足の運びも遅くなれば人にかかる迷惑が増えるから、今までと違う訓練が必要となるだろう。

これはゴルフに限らず、各方面での身の処し方に前向きな工夫を要すると言うことであり、そして「死出の旅路の一里塚」を同じことでも「彼岸への旅の道しるべ」とややロマンチックな色合いで考え、一日一日を今までの様にうかうかと過ごさない心構えで行かねばならぬと思いつ定めている昨今である。



マスコミの報道 について思う事

木之下 廣 利

新年おめでとうございます。年もあらたまり、平成5年度をふりかえると、多事多難な年で、色々な事件がありそれらは、新聞、テレビ、雑

誌等のマスメディアを通じて、我々国民に報道され、世論が形成されてきました。

このように国民の知る権利、及び世論の形成に重大な影響を及ぼす業務に従事する、報道関係者の責務は極めて重大で、適正公平な報道にこそ勉めるべきで、今回問題になった、テレビ朝日の椿報道局長の発言は、国会喚問の是非は別として、ジャーナリストとしての傲慢さが感じられます。たまたま書店で「自ら国を潰すのか」（小室直樹、渡部昇一共著）を購入「南京大虐殺はなかった」の項を読んでかねがね感じていた事を述べてみたいと思います。

私は、日本陸軍最後の現役兵として、三重県久居の歩兵第33連隊に入営、久居で新たに編成された、高師兵団（兵団長石田栄熊中将）に配属され、鹿児島県の草道で、日夜米軍の上陸に備へて訓練を受けておりました。上官は中隊長以下ほとんどが應召兵で、私の分隊長も現役兵として、中国各地を転戦、除隊後再び召集された方で、各地での戦闘体験をよく話しておられました。南京攻略作戦にも参加して南京城に入った時には、中国兵は皆逃げて、多数の死骸があったけれども、おそらく逃げる時に民間人を略奪殺害したのであろうと言っていました。（当時兵隊は敵を何人殺したかが自慢で、南京大虐殺のような大事件がもしあったならば隠すどころか大自慢のタネになったはずです）

以前「毎日新聞」が「新しく東ドイツから南京虐殺の資料が出た」と日本軍が行ったごとく報道しました。

「それはドイツ人の日記なのですが、彼は南京が落ちる前に船に乗って脱出したのだけれど、その時には死骸が山のようにあったと書いてあるわけですが、実にバカバカしいですね、この時日本軍はまだ南京に入っていないわけです」（原文のまま引用）前記の分隊長の話と完全に符合します。勿論、通常の戦場で起りうる犠牲はあったでしょう、だからといって30万人も虐殺するのに必要な武器、弾薬その他の装備等からして、当時南京での日本陸軍では到底不可能です。渡部氏は、毎日新聞社の記者の基本的な読解力を疑うと共に、東京裁判感性に基づいて報道した朝日新聞社も、なんらかの政治目的でデッチ上げたのだでしょうと述べられています、私も全く同感です。

以上のように、報道関係の業務にたずさわる人々は、国民の意識を左右できうる立場にあり、事実に基づいて信念を持って意見を述べることは結構ですが、表現の自由と、事実を曲げることとは、別問題であることを銘記すべきです。情報を受ける側の我々も、それを見極める知識をもつことが肝要であることを改めて痛感した次第です。

最後になりましたが、今年は希望のもてる明るい年であると共に、諸先生方のご健康と事業のご発展を心からお祈り申し上げます。



『指導者の指導者？』

下 間 茂

企業はヒト、モノ、カネの有機的結合により維持・発展してゆくことについては異論はないであろう。

生命体として生かすも殺す（最悪の場合は「倒産」という臨終）も社長（代表者）1人の腹ひとつにかかっていることも主として小規模企業を顧客として仕事をさせてもらっている我々税理士ならば論を待たないであろう。

それでは生殺与奪の権利者である社長の仕事とは何か？

細目は別として基本的かつ重要性のあるものは以下のものが挙げられよう。

1. 将来の構想
2. 社員の教育
3. 資金繰り（銀行とのつきあい）
4. 昇給・賞与
5. 税 金

3、4については好むと好まざるに拘らずやらざるを得ないし、5については税理士に外注しているのが現状である。

私の数少ない経験ではあるが、1と2について“報酬”に見合う仕事をされている社長がいに少ないことであろう。

社長の本音としては日々の業務に追われ、理屈ではわかっているのだがそれどころではない……だろう。

1については勿論のこと、2についても基本的に“外注”に出せないと思う。

いや、出さずとも出来るのではないだろうか。

将来構想も単なる数字の目標でなく芒洋としたもので良いと思うし、もっと大事な事は社員（顧客も同じ）に対する思いやり思い入れではないだろうか。

それだけでなく昨今は賃下げ、首切り等の不安を抱きながら仕事をされていると思う。企業の顧客にはどうすれば喜んでもらえるか、社員にはどうすれば喜んで働いてもらえるかを常日頃から考えていただいて、出来ることから序々に実施してもらう。

有体にいえば社長の日頃の言動、人生観（生きざま）が根幹になる。

そのような思想・信念をもっていただけるように企業の指導者たる社長さんを指導させてもらえる税理士でありたいと思う。

奥は深く先は長いが努力したいと思う。

「経営の秘訣は当たり前のことを当たり前のようにやること」

これは“商売の神様”松下幸之助氏の言葉である。



啄木鳥の 音駆けのぼり 谷の空 大野 裕 康

常日頃、不摂生の極みと言えるような生活を送っている者にとって、まさに青天の霹靂、「葛城山・山歩き」などという難題が突如夕立のごとくに降ってきたのであった。暫く傘をさしていればと思っていたのであったが、この道20有余年という太田アルピニスト他の温き有無を言わさぬ強い勧めによって、登山靴・リュックなどなど買い求めることとなったのである。ならば道連れをと呼び掛けた結果、広岡ご夫妻・辻本（友）・伊藤・岡・下間の各氏に快諾（？）をいただき、太田先生を頭に有志8名の珍パーティーが出来上がった。

そして当日は、幸いかな、予てより葛城登山を計画されていた辻井署長を大先達、堀内総務

課長補佐を部長とする浪速税務署登山部の方々と同行させていただけることとなり、総勢20名に及ぶ大遠征と相成ったのである。

3日前より「斎戒沐浴」して臨んだ晩秋10月23日。はたして登りきれるかどうか、そのことばかりが気になっていたが、どうやら集合地の御所駅前に集まった面々を見るにつけ、一部を除いて皆同じ思いらしきことがわかった。行程は、ロープウェイ登山口駅の下より入り、途中山頂での昼食休憩をはさみ、反対側の河内弘川寺へと下りる5時間程のものである。大したことはないと言われても、皆目見当がつかない。先頭を太田先生が我々を気遣ってくれてゆっくりと一定の速度でリードしてくれる。そして最後尾を辻井署長に、がっちり守っていただき、両名人に挟まれて、我ら初心者パーティーは黙々と登ったのであった。足の裏から伝わってくる土や落葉の感触は、アスファルトに囲まれて生きる我々にとっては、何とも形容のしがたい新鮮な快感であった。

1時間半程も経って、ハハハと少しく心の臓が動きを早め、太腿の筋肉もその存在が一歩ごとに否応なく認識されるようになった頃、頭上の木々がひらけて、山頂周辺の周回路に辿り着いた。「登りきった」という達成感とともに、両ベテランはじめみなさんのお陰で生意気にも少々の「物足りなさ」をも感じる事が出来たのである。

案内状の「チョンガーの為に少し多めにご準備を…」という一行のコメントが効きすぎて、各々持ち寄ったおにぎりの大洪水の中、和気あいあいの昼食となったのであるが、山の天気何とやら、急に風が出て雨もぱらつき始め、早々に腹の虫を養って、ロッヂへと逃げ込んだ。暖かいものを求めて既に大勢の先客がテーブルを埋めていたが、運良く座れた窓際に飲みものを待つ間に、雲はみるみる流れて早や晴間が見えてきていた。

つい半月程前には思ってもみなかった山を歩くというこの清涼なる気分との出会い。少々オーバーではあるが人生の転換点に立ったような思いすらした。知らない事ばかりに囲まれて過していく中で、ふとした縁で何かを垣間見て、そして触れていく。私にとっての、この葛城の山は、別の新しい世界への入口でもあった。そし

て、その出口はあるのか否か、道もどう通っているのかさえも分らないけれど、どうやら何となく心地の良さそうなものではあるようだ。

などと、思いながら身が入りかけた両の足を冷えた掌で撫でていると、「山の清水で入れました」とのコピー付きのコーヒーが、目の前に運ばれてきて、ゆらりと白い湯気を立てたのであった。

頂上のコーヒーの香や冬隣る 裕康

P.S.

参加者全員無事下山。老若男女相集い、楽しい一日を過ごすことが出来ました。この素晴らしい山との縁を結んでいただいた諸先輩方に心より感謝しています。

御堂筋パレードに 参加して

洪 谷 忠 芳

私は、10月10日の御堂筋パレードに素人珍首領隊120名の一員として参加した。参加するきっかけは、南支部の角前先生から6月のある日電話が突然あり、「10月10日に100数名でチンドン屋として御堂筋パレードに参加しようと思う」と言われ、内容の説明を受けた。よく聞いてみるとパレードに参加するのではなく難波の府立体育館で解散した後、体育館の近くで風呂に行きたいので、風呂屋を探して欲しいとのことだった。それだけのことなら簡単なことだったので、引き受けることにした。さっそく当事務所の顧問先の風呂屋を紹介することにした。と同時に自動的に風呂屋担当の世話役にされてしまった。世話役会議の日程表を渡され必ず毎回出席する様にとのことだった。第一回目の世話役会議の為に本町にある練習場兼会議室に行ってみた。部屋に入ってみると驚いてしまった。中では、チンドン屋の七つ道具の一つである皆さんご存じと思いますが「チンチンドン」の鉦と太鼓の練習の最中だった。会議は何時になったら始まるのかと思って待つことしばし、やっと会議が始まったのは、チンドン太鼓の練習終了後だった。そんなこんなで会議を積



み重ねているうちに、目標の参加人員100名がなかなか集まらないので、世話役は、全員参加しようということになった。内心えらいことになってしまったもんだと思った。しかし参加希望者の口コミや新聞等のマスコミの取材のおかげで120名もの参加者を集めることが出来た。これだけの参加者がおれば、私一人くらい参加しなくてもよいなと思った。と言うのもチンドン太鼓も踊りの練習も何もしていなかったからだ。ところがチンドン屋の技術指導に来られていた「ちんどん通信社」の林幸次郎さんが何も出来ない人でもなんとかなりますから心配しないで下さいとのことで、結局参加することとなった。それで10月9日のリハーサルに行ってみると私の様な何も出来ない者ばかり10名が集められチンドン太鼓ではなく人間太鼓になって隊のまん中をただまっすぐ歩くだけの参加となった。10月10日パレードの当日は朝早くから集合場所の会場で、各自ワイワイ言いながらメイクを行い本物のチンドン屋さんになったつもりで御堂筋を思い切り楽しくパレードをした。初めに心配していたことも全てどこかへ行ってしまって結構楽しい一日を過ごすことが出来た。

川柳五句

菱 木 淳 一

- 安定へ八犬伝の夢を見る
- 最初だけ見事に誓う日記帳
- 神社にも偏差値がある初詣
- 税理士も斜陽業種という不況
- 初孫へ小休止する倦怠期

人 生 と 亀

梶 田 久 夫

よく「うさぎと亀」のお伽^{オウガ}噺^{ハナシ}に歩みののろい亀がうさぎと競争し、うさぎが油断して寝ている間に亀が追い越し、目的地にいち早く着いたと云う「油断禁物」の諺がある。

一方で地球上最も古くからいる爬虫類の一種で、恐竜よりも古く、人類が登場する遥か以前から、様々な地球の変化に耐えてきた亀類の研究家に云わせれば、二億年を超す品種の生存の秘密は「専守防衛に徹した姿である」と語られており、即ち甲羅で安全性を完成させたかわりに、運動性が犠牲にされた。動きののろさは守りに徹した結果で、私達も近代化学で色々と進歩し、時代に乗り遅れまいと、便利さ、簡便さ

で先を競って体を弱らし、又薬剤で体をいためたりして文明病を引き起こしている。これら文化人と、文化から遠のいて過疎地でのんびりと自給自足している後進国の人々と、どちらが幸福かは、今後何百年後にハッキリとするように思える。

人生を永い目で見た場合、優秀な大学を卒業したとて体が弱ければ役に立たず、早く出世する為一流学校、一流企業にと登龍門にあせて、うさぎになるよりは、足元をかため地道に努力し亀のようになって行けば、亀万年の如く成果がみられるような気がする。攻撃は寿命短く一歩あやまれば滅び、野球チームでも守備がシッカリしたチームは強いように、脚下照顧、地道な行動こそ最終の美があるように思えてならない。

今や不況感が漂う中、攻撃より守備に徹し、足腰をきたえることが、長寿のもとになると思う。あせらず専守防衛の亀の如く、春を待とう。

税務署だより

物 納 申 請 の 概 要

国税は、金銭で納付することが原則です。

相続税を延納によっても金銭で納付することが困難である場合には、申請により、その納付を困難とする金額を限度として、一定の相続財産をもって物納することができます。

金銭で納付することが困難であるかどうかについては、納税者が相続によりどのような財産を取得したか、また、納税者自身の資産の所有状況や収入の状況等を総合的に勘案して判定されます。

物納に充てることができる財産は、原則として、相続財産に限られています。物納ができる財産の種類と順位は、次のとおりです。

第一順位 国債、地方債、不動産及び船舶

第二順位 社債、株式及び証券投資信託又は貸付信託の受益証券

第三順位 動産

物納申請する時は、必ず納期限までに、次の書類を所轄税務署に提出してください。

- ・相続税物納申請書
- ・金銭納付を困難とする理由書
- ・物納申請財産貸借関係書（貸地貸家）
- ・所在図
- ・法務局備付けの土地図面の写し
- ・登記簿謄本

なお、物納手続が極力円滑に進むよう、所轄税務署と物納事案の事前協議をされるようお願いします。

平成5年分確定申告に当たって 浪速税務署

個人課税部門からのお願い

◎ 平成5年分の確定申告期に当たって、関与先の適正申告指導方について

平素から何かと、個人課税部門の事務運営に多大なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、はや平成5年分の確定申告期が到来いたしました。最近の経済情勢は景気の低迷を反映して、なかなか先が見えない状況が続いているところで、関与先の納税者の指導も、困難性を増してきているものと推察しております。

しかしながら、所得税・消費税の調査結果を見てみますと、景気の低迷とは裏腹に、不況感に便乗した不適正な申告が一部で見受けられます。

このような納税者はごく一部の方ではありますが、やはり日頃から最も納税者と接する機会の多い先生方に関与先納税者の事業実態に即した所得税の適正決算（申告）の指導方について、一層のご尽力をお願いします。

◎ 青色申告特別控除制度の積極的な適用について

平成5年分より、新たに青色申告特別控除制度ができましたが、ご存じのように不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでる青色申告者で、正規の簿記の原則に従い記帳し、貸借対照表及び損益計算書を期限内提出の確定申告書に添付する場合には、最高35万円を控除することができるといふものです。

しかし、平成5年分から平成9年分までは、簡易帳簿により記帳している者であっても、貸借対照表及び損益計算書等を期限内提出の確定申告書に添付する場合にも、この控除を受けることができますので、関与先の青色申告者に積極的に活用していただきたいと思います。

この控除を適用する上での調査結果からみた問題点として

- ・ 金銭出納帳に現金残が無い
- ・ 実地棚卸を行っていない
- ・ 期末帳端の整理を行っていない

といったケースが多く見受けられます。

この制度の導入を契機といたしまして年1回の決算のみの指導から、より深く指導が出来ますようご指導方お願いします。

◎ 各種確定申告書及び届出書の早期提出方について

例年、所得税の申告期限の間際になって、多くの申告書が提出されています。平成4年分の浪速署の場合、3月12日と15日の両日に総申告書の48.6%の提出という結果となっています。その後の内部処理に相当手数がかかることもあり、先生方には完成した申告書から順次に早期提出をしていただきますようご協力をお願いいたします。併せて消費税の申告書も同時に提出いただければ幸いです。

また、青色申請書・減価償却資産償却方法・棚卸資産評価方法等の各種届出書につきましても、期限内に早期に提出をお願いします。

◎ 青色申告の普及勧奨について

青色申告制度が導入されて43年目となりますが、正しい記帳に基づく適正な申告を行うとの主旨はいまだ変わっておりません。経済・時代の変化に伴って、社会の目はより厳しくなっている現状にかんがみ、一人でも多くの方が、青色申告による適正申告を実行されますよう、青色申告の普及勧奨を積極的にお願いいたします。

管理徴収部門からのお願い

◎ 納税時の口座振替について

申告所得税・消費税の納税について、振替納税を利用されていない関与先がありましたら、ぜひ利用されるよう指導をお願いします。

申し込み手続きは、窓口にて備えています「口座振替依頼書」を税務署または金融機関へ提出するよう指導してください。

◎ 還付金の受け取りについて

還付金の受け取りは、預金口座振込の利用を指導してください。その際、申告書の所定の欄に、振込先の金融機関・口座番号等を正確に記入するように指導してください。

また、申告者名と預金口座名あるいは住所が異なりますと振り込みができませんので、確実に記入するように指導してください。

委員会だより

支部行事報告（平成 5 年 8 月～平成 5 年 12 月）

◎総務委員会

○ 会員数（H 5.11. 末現在）

正会員 120名

準会員 12名

○ 役員会

H 5.12. 8

計 1 回

○ 正副支部長会

H 5. 8.31 H 5.10.14 計 2 回

○ 署支部懇談会

H 5.10.14 H 5.12. 8 計 2 回

○ 支部長会

H 5.10.27 H 5.11.24 計 2 回

○ 平成 5 年度本会・支部役員との連絡会議

H 5. 8. 6 計 1 回

○ 税を知る週間行事として、オープニングパレードに正副支部長が参加した。

○ H 5.11.11～18 大丸オープニング 納税表彰式・優良青色申告者・優良中小法人 表彰式に支部長が参加した。

○ 名札（署玄関前）

新調 2 枚（竹田平八郎・手島 設夫）

○ 署幹部と支部役員等との親睦ゴルフ

H 5.11. 6（16名）

◎税務援助対策委員会

○平成 5 年分継続記帳指導等につきましては、 各担当先生のご協力を得まして、予定通り進 捗しております。

平成 5 年 8 月以降、次のとおり事業を実施
しました。

○浪速納税協会

- ・ H 5. 9.28 協会会員に対する青色申告特別
控除を受けるための記帳方法説明会に、講師
として下間 茂先生を推薦し、従事してい
たできました。（参加者 50 名）

- ・ 個別記帳指導並びに決算指導に、次の先生 6
名を推薦し、従事していただいております。

田井一則、白川勝巳、関口有三、下間 茂、
内海清次、中谷悦造

- ・ H 5.11. 9 記帳指導連絡会議。

個別指導は 12 月中旬まで、決算指導は 6 年
2 月 7～9 日（対象者 78 名）

○白色個別記帳指導

H 5. 9 紀村一太先生を推薦し、従事して
いただきました。

○「税を知る週間」におけるターミナル税務相 談

H 5.11.11 担当 西尾了三先生
下間 茂先生



税理士および関与先事業主のみなさまへ

総合事業保障プラン^{プラス}ライブ

〈従来の総合事業保障プランにプラスされたライブのすぐれた特長〉

1. がん・急性心筋梗塞・脳卒中にかかった場合、生存中に保険金をお受け取りになれます。
2. 死亡・高度障害状態となられた場合にも、保険金をお受け取りになれます。

（※1、2は重複しては支払われません）



引受会社

DAIDO

大同生命

大阪中央支社/大阪市中央区谷町1-5-4

TEL06-942-0391

H 5.11.12 担当 高岡 正先生

林 圭次先生

以上4名従事していただきました。(相談件数27件)

○決算指導説明会

H 5.12. 9 中谷裕之先生を講師として推薦し、従事していただきました。

○平成5年分所得税確定申告期には、前年同様地区納税相談につきまして、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

◎厚生・事業委員会

○H 5. 9. 4 懇親麻雀大会をニュー南海で開催 参加者24名

麻雀大会参戦記

中谷裕之

9月上旬、支部大会に初めて出席、年に一度あるかないかの程に、手の内が進み、皆様のご厚情をも賜わり、10月22日の地域対抗競技会に参加させて頂きました。学生の頃には昼夜を通して嗜んだ方ですが、ここ数年は年に3〜4回程度、これを機に少し励んでみようと思っておりますれば、何時でもお声をかけて下さい。

地域対抗会当日は、南支部の先生方とチームを組み「大阪3Aチーム」として、半チャン3回戦、チーム4名の総合計手持点数で勝敗を決する競技です。結果は思いもよらず団体三位と、同組の先生方に変えお世話になりました。

競技会終了後、表彰式、宴会と続きまして、記念に戴いたカップを見ては今でも心躍り致しております。

次の大会もぜひ参加致しまして、皆様の胸をご拝借申し上げます。

○H 5.10. 8 懇親ボウリング大会をボウル国際興業で開催 参加者32名



「年一ボウラー」参戦記

柏山行雄

地域対抗「ボウリング大会」の支部予選会に於いて、年に一度しかボウリングをしない私が過去最高である三ゲーム509点という得点をあげ、栄えある支部代表に選ばれ11月5日の大会に参加させていただきました。

浪速支部にお世話になり私としては支部代表として本会の大会に参加させていただくのは何にせよ初めての事でありますので大変緊張し張切って会場である新大阪イーグルボウルに向いました。私のレーンは第四レーン、第一ゲーム第一フレーム、スベアも取れずそのままリズムに乗れず、ずるずるとゲーム終了、終ってみれば予選会より100点弱少ない得点、矢張り予選会の得点はブロックであったと言う事が良く分かった次第であります。又、参加するチャンスがあれば、年一ボウラーを返上し、月一ボウラーで頑張りたいと思っております。

ちなみに個人戦では同チームの南支部久田先生が優勝、同大塚先生が35位、私が40位と言う結果で、一応賞品だけは三人共頂戴致しましたが、団体戦は優勝者がおられるのに残念ながら私の不成績で入賞出来なかった事、お詫びを兼参戦記とさせていただきます。

○ゴルフ H 5. 9. 20

本会参加

藤原信彦先生

シニア 辰己勝朗先生

○将 棋 H 5.10.15

本会参加

西尾了三先生

○囲 碁 H 5.11.19

本会参加

岡本 醇先生

H 5. 9 実施 支部懇親旅行アンケート実施

—— 支部懇親旅行アンケート結果報告 ——

問1	行き先(方面と場所) 3ヶ所まで連記
	北陸(和倉、能登、立山黒部等)……………11
	東北……………5
	北海道……………5
	東海……………4
	信州……………3
	近隣諸外国……………4
問2	希望ゴルフ場 3ヶ所まで連記
	朱鷺の台……………3

太平洋・御殿場……………	3
木曽駒……………	2
問 3 各自負担の費用	
① 3 万円……………	12
② 4 万円……………	19
③ 5 万円……………	14
問 4 実施月日	
現行どおり……………	27
6 月……………	4
8 月……………	1
9 月…………… (9 月・10 月 2 つに記入)	4.5
10 月…………… (9 月・10 月 2 つに記入)	4.5
問 5 旅行代理店	
現行……………	25
大手……………	12
アンケートにご協力ありがとうございました。	
照会件数 正会員・準会員……………	128
回答件数……………	86
何らかの記載のあったもの……………	45
執行部一任……………	3
何らの記載なし……………	38
無回答……………	42

厚生部では、アンケートの結果を受けて、来年度は、和倉温泉行、ゴルフ場は朱鷺の台 CC で行う計画で検討中です。

なお、ゴルフ場の関係で、プレーは平日になると存じます。

是非、多数のご参加を期待しております。

○浪一會

H 5. 8. 10 太平洋六甲コース (16 人)

1 位辻本友明 2 位大野裕康 3 位辰巳勝郎
G96 (H22) G98 (H18) G96 (H17)

H 5. 9. 10 美加の原 CC (12 人)

1 位早崎哲雄 2 位柏山行雄 3 位今中資郎
G89 (H18) G88 (H17) G98 (H24)

H 5. 10. 7 東六甲 CC (10 人)

1 位今中資郎 2 位高里義夫 3 位若林文雄
G98 (H23) G94 (H17) G94 (H16)

H 5. 11. 2 岸和田 CC (20 人)

1 位大野裕康 2 位高橋一夫 3 位木村光男
G91 (H17) G95 (H19) G96 (H20)

H 5. 12. 2 蒲生 CC (9 人)

1 位藤原達郎 2 位辻本昭一 3 位今中資郎
G95 (H19) G100 (H17) G101 (H18)

○浪青会

H 5. 10. 2 千刈 CC (16 人)

◎研修委員会

○H 5. 10. 13 於 かんぼセンター 38 名参加
講 師 石桁正士先生 (大阪電気通信大学経営工学科教授)

テーマ「やる気の管理学」

講 師 山田 熙先生 (公認会計士・税理士)
テーマ「定期借地権をめぐる諸問題」

○H 5. 12. 10 於 納税協会 33 名参加
講 師 林 貞好副署長

テーマ「人間関係における税務行政」

講 師 森藤祥秀 個人課税第 1 部門統括官
テーマ「青色 35 万円特別控除」

講 師 南 俊樹 法人課税第 1 部門統括官
テーマ「改正 源泉所得税」

講 師 山本外喜夫 個人課税第 3 部門
統括官

「質問事項に対する回答」



◎広報委員会

第 4 回 第 7 号支部報編集会議 H 5. 10. 27
かんぼセンター

第 5 回 第 7 号支部報編集会議 H 5. 12. 3
納税協会

第 6 回 第 7 号支部報編集会議 H 5. 12. 15
納税協会

本部活動報告

一 周辺業務の研究一

制度部本部理事 藤原達郎

関連する業務と税理士の業務との境界線を明確にするための調査・研究の概要をまとめると、

- (1) 法人等が主催する税務相談
 - (2) ニューメディアによる税務相談
 - (3) 税務関連諸団体の行う業務
 - (4) 社労士業務と税理士の業務
 - (5) 法人設立・組織変更と税理士の業務
 - (6) その他司法書士業務と税理士の業務
 - (7) 遺産分割協議書の作成と税理士の業務
 - (8) 行政書士の各種届出書と税理士の業務
- が検討課題として挙げられるが、今回は(1)(2)(6)について報告します。

(1) 法人等が主催する税務相談

執筆者よりレポートが提出された。

執筆者のレポートによると、法人等が主催する税務相談に相談員として従事した税理士は税理士法40条の「事務所設置の義務」に違反し、かつ、税理士法52条の「税理士業務の制限」について帮助罪になる、とされている。しかし、小委員会で討議したところでは、法人等の主催する税務相談において、税理士が自ら税務相談に応ずる場合には、税理士法40条の「事務所設置の義務」にも、税理士法52条の「税理士業務の制限」にも違反しない、とする意見が多数であった。

ただし、法人等の従業員が、税理士たる資格を有しないまま税務相談をなした場合には、税理士法52条に違反することになる。

税理士資格を有している法人等の従業員が、法人等の主催する税務相談を担当する場合に、これが税理士法52条に違反することになるか否かについては種々意見が表明されたが小委員会として確定的な意見はない。

(2) ニューメディアによる税務相談

執筆者よりレポートが提出され、これに基づき討議した。

ニューメディアによる相談はコンピューターのシミュレーション機能を駆使したものであるが、相談を担当した者は、相談者に対し、単にコンピューターの操作方法を教えるものに過ぎないとすれば、税務相談に当たらないものと解される余地がある。しかし、現実の問題として、単なるコンピューターの操作方法の教示にとどまるものとはいえないであろう。実際に行われているのは、相談員がコンピューターを利用して税務相談を行っているものと理解すべきものと思われる。このような理解が正しいとすれば、ニューメディアによる税務相談につき、相談員に税理士資格がなければ、それは税理士法52条に違反するものであろう。相談員に税理士資格がある場合に税理士法52条違反となるかについては、小委員会として確定した意見は出なかった。

(6) その他司法書士業務と税理士の業務

執筆者のレポートに基づき検討した。

執筆者のレポートでは、税理士が、登記申請書の作成・登記手続の代理を「業としてなす」場合にのみ、司法書士法19条1項に違反する旨の記載があるが、「業としてなす」場合でなくとも登記申請書の作成・登記手続の代理は司法書士法19条1項に違反するとする考えもある。

支部行事予定

- H 6. 1. 13 小企業者税務対策連絡協議会（正副支部長参加）
H 6. 1. 17 確申期税務相談説明会
H 6. 1. 17 新春懇親会
H 6. 2. 支部執行部と相談役との連絡会議

- H 6. 2. 署支部懇談会（正副支部長、理事）
H 6. 2. 商工会議所浪速支部との確申期決算申告指導についての協議会（支部長、税対担当副支部長参加）
H 6. 2. 16～H 6. 3. 11 確申期地区納税相談浪速納税協会
永和信用金庫 区民センター
新世界会館（4会場）

- H 6. 3. 下旬 継続記帳指導担当者合同事務検討会議
H 6. 4. 上旬 支部役員会
H 6. 4. 上旬 署支部懇談会
H 6. 4. 中旬 支部研修会
H 6. 5. 中旬 支部定期総会
H 6. 5. 下旬 継続記帳指導担当者会議
H 6. 7. 上旬 支部懇親旅行
◎他に正副支部長会議随時開催

新入会員ご紹介

竹 田 平八郎



事務所 大阪市浪速区元町1丁目1番20号
新賑橋ビル新館9F
TEL 06-636-0882
FAX 06-636-0883

(生年月日) 昭和32年12月23日

(趣味) 旅行、スキー、ゴルフ(HC30)

このたび、南支部から転入させて頂きました竹田平八郎でございます。昭和60年、平野区の新田孝先生の許でようやく税理士登録し、平成3年、南支部にて開業の後この度の転入となりました。宜しく願い申し上げます。

この世界に入りまして早や12年。まだまだ浅学ではありますが、その間、会計業界にも相当の変化があったように思います。地価の高騰に伴う事業承継問題、各種の経営助言業務やファイナンシャル・プランニング業務など、顧問先から求められる業務内容はどんどん広がり、内においても、人材不足とそれに伴う人件費の高騰、更には、バブル崩壊後の未曾有の不況時代への突入であります。そのような中、今後顧問先に求められる税理士像はいかなるものかと考えてみたりもする今日この頃です。

とは申しまして、まだまだ若輩者であります。諸先生方の御指導、御教示をお願い致しますして入会の御挨拶とさせて頂きます。

手 島 設 夫



事務所 大阪市浪速区恵美須西1丁目2番8号
恵産ビル3階
藤野敦税理士事務所内
TEL 06-636-8501
FAX 06-636-8501

(生年月日) 昭和35年9月8日

(趣味) スポーツ観戦

このたび、浪速支部に入会させて頂きました手島設夫です。

私は税理士事務所に勤務して7年目の第42回税理士試験に合格し、藤野会計事務所において勤務税理士として平成5年11月18日登録いたしました。

税務を取り巻く環境は年々多様化・複雑化しており、駆け出しの私がそれに対応できるようになるには相当の努力が必要であることを身をもって感じている昨今です。

このような未熟な若輩者ですので、諸先生方にはご迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、何とぞご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

編 集 後 記

犬は有史以前より人間の良き伴侶となってきた動物で、その種類は小は体重1kgのチワワから、大は体重100kgものセントバーナードまで多種多様です。本戌年こそ不況脱出の年になることを祈っております。(栄村 記)

コンピュータ会計 究極のベースマシーン



光磁気ディスク搭載 多機能 財務プロセッサ
NIC7000(MO)シリーズ

- 1枚128メガ
大容量ニューメディア
MO/光磁気ディスク
- MO光磁気ディスク 搭載
 - 超高速・高性能CPU(68030) 搭載
 - 17インチ大型HMディスプレイ 実装
 - 消費税対応キーボード 標準装備
 - リアルタイムな4デタキ柔軟対応
 - 多機能1台6機能対応
 - 基本財務プログラム 完備



簡易入力～振替伝票発行
ノート型DOS/V財務マシーン

550BJ 新製品

「振替伝票の発行は、機械化の最適業務です。」

ITCS 日本アイ・シー・エス株式会社

■大阪本社 〒543 大阪市天王寺区上本町6-3-31 うえほんまちハイパタウン11F ☎06(773)3881
■上本町ショールーム ☎06(773)3881 ■梅田ショールーム ☎06(346)0838 ■大阪本社スクール課 ☎06(773)0388

資料請求
近税なにな